

記者会見の概要

1. 日 時 2024年4月16日（火）10時00分～10時30分
2. 出席者 北海道建設記者会（4社）
北海道通信社、北海道建設新聞社、日刊建設通信新聞社、日刊建設工業新聞社
3. 概 要 和泉社長が資料「保証事業から見た2023年度公共事業と2024年度保証事業重点推進方針」に基づき説明。

（1）保証事業から見た2023年度公共事業

①前払金保証実績の推移

- ・道内前払対象請負金額は、前年度比1.11倍、10,081億円で、直近10年間で第1位の請負金額であり、2005年度以来の最高額となった。
- ・発注者別では、独立行政法人等で1.44倍。市町村は1.23倍。道が1.03倍。国が0.93倍となった。

②企業倒産状況

- ・企業倒産は減少しており、当社弁済額は2015年度以降低い水準にあり、2023年度は保証弁済が発生しなかった。
- ・当社保証利用者のうち、道内総合工事業、設備業に占める債務超過企業の割合は2010年をピークに、2023年はほぼ1/3に減少している。

（2）2023年度保証事業重点推進方針の達成状況

①前払金制度の改善・利用促進

- ・支払限度額撤廃市町村は、6市町増加し165市町村（92%）となった。
- ・中間前払金制度導入市町村は、15市町増加し117市町村（65%）となった。
- ・中間前払金の前払金保証請負金額と対比した利用率は、目標15%に対し11.4%となった。中間前払金保証の請負金額は増加しており、特に市町村における利用率は前年度の14.0%から17.1%と増加した。
- ・地域建設業経営強化融資制度導入市町村は、2市町増加し37市町村となった。

②保証業務のデジタル化の推進

- ・国土交通省発注分実績は、前払金保証1,587件（全2,212件、利用率71.7%）、契約保証247件（全427件、利用率57.8%）となった。
- ・北海道は、前払金保証1,800件（全4,366件、利用率41.2%）、契約保証41件（全178件、利用率23.0%）となった。
- ・道内市町村の電子保証導入は合計で4市町となった。

③北海道の建設業の働き・魅力を発信

- ・全道7地区で開催されたコンストラクション甲子園の地区予選及び札幌で開催された決勝大会をそれぞれ支援・協力した。
- ・Instagramにて、現場見学会やコンストラクション甲子園等の建設業に関するイベントについて幅広く情報を発信した。

④道内建設業担い手確保助成事業による支援

- ・「道内建設業担い手確保助成事業」（2019～2023年度までの5年間で1億円規模）の最終年度として、40事業2,059万円の助成を行った。
- ・2024年度以降の助成事業の検討のため、関係機関へのアンケート調査実施に加え、その結果について全道建青会を訪問し、意見交換を行った。

(3) 2023年度第4回建設業景況調査結果

- ①前期（第3回）と比べ、多くの項目で悪化傾向が続いている。
- ②「地元建設業会の景気」「資材の調達」「資材価格」などは悪化傾向が続いている。
- ③「経営上の問題点」では、「人手不足」を問題点として挙げる企業が80%ほどを占めており、2016年9月から第1位となっている。

(4) 2024年度保証事業重点推進方針

①前払金制度の改善・利用促進

- ・市町村における支払限度額撤廃は、残る14市町村に働きかける。
- ・中間前払金制度では、新たに23市町村の導入を目指す。
- ・地域建設業経営強化融資制度では、新たに6市町村の導入を目指す。

②業務のDX化の推進

- ・国や道その他自治体における証書の電子化の推進に協力するとともに、未導入自治体への情報提供を行う。
- ・保証契約者の利便性に資する社内業務のDX化を推進する。

③北海道建設業の持続・発展への支援とその魅力の情報発信

- ・北海道建設業協会と連携し、北海道建設業の持続・発展を支援し、その魅力を発信する。
- ・Instagramを通じて建設業の役割・魅力等の情報を幅広く発信する。

4. 質疑等

(問) 道内前払金保証実績における貴社の前払金対象請負金額は、前年度比1.12倍、10,574億円となったが、この実績を受けた感触は。

(答) 複数年に亘る大型工事である北海道新幹線工事の最盛期であり、また市町村の庁舎や学校などの工事もあり、好調な結果となっている。しかし、いずれ北海道新幹線の工事も減っていくので、あまり楽観視はしていない。

(問) 道内建設業は2024年問題や人材不足、資材高騰など厳しい環境に置かれているが、この建設業界に

対して貴社が果たす役割についてどう考えているか。

(答) 前払金保証、中間前払金保証、子会社事業である出来高融資事業など工事完成に向けたシームレスな資金提供の手段を持っているので、建設業者にとって使いやすい環境を整備し、できるだけ早く資金が提供され、地元経済にもプラスとなる流れを築くのが我々の役目であると考えている。また、保証証書の電子化の促進についても、手続きが迅速になることから、発注者から建設業者等に対する支払いも早くなることに繋がるので、重要だと考えている。

(問) 2024 年度保証事業重点推進方針にある「北海道建設業の持続・発展への支援とその魅力の情報発信」において、北海道建設業協会と連携されるとあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

(答) 現場見学会など北海道建設業協会が取り組んでいる事業が多岐にわたるので、その取り組みについて Instagram で情報を発信することや、担い手確保助成事業を通じて当社では行えない事業に対して積極的に支援していくことなどを想定している。当社では行えない事業とは、例えば高校生や大学生に対する技術系の資格取得について助成事業で支援しているが、各学校への PR などは建設業協会を通じて行っている。また全道建青会との意見交換会でも話題となった若手職員の定着率向上のための取り組みなども当社では行えない建設業協会の取り組みである。

(問) 2023 年度保証事業重点推進方針の達成状況にある電子保証の実績について、導入された市町の実績について伺いたい。

(答) 小清水町を除く 3 市（帯広市、北広島市、釧路市）にて電子保証の実績があった。

以 上

保証事業から見た2023年度公共事業と
2024年度保証事業重点推進方針

2024年4月

北海道建設業信用保証株式会社

目 次

I	保証事業から見た 2023 年度公共事業	1 頁
	1. 道内前払金保証実績の推移	
	2. 企業倒産状況	
II	2023 年度保証事業重点推進方針の達成状況	7, 8 頁
	1. 発注者との連携の強化	
	2. 前払金制度の改善・利用促進	
	3. 保証業務のデジタル化の推進	
	4. 保証契約者との連携の強化・情報提供	
	5. 北海道の建設業の働き・魅力を発信	
	6. 道内建設業担い手確保助成事業による支援	
III	2023 年度第 4 回（2024 年 1 月～3 月）景況調査結果について	15 頁
IV	2024 年度 保証事業重点推進方針	22 頁

I 保証事業から見た 2023 年度公共事業

1. 道内前払金保証実績の推移

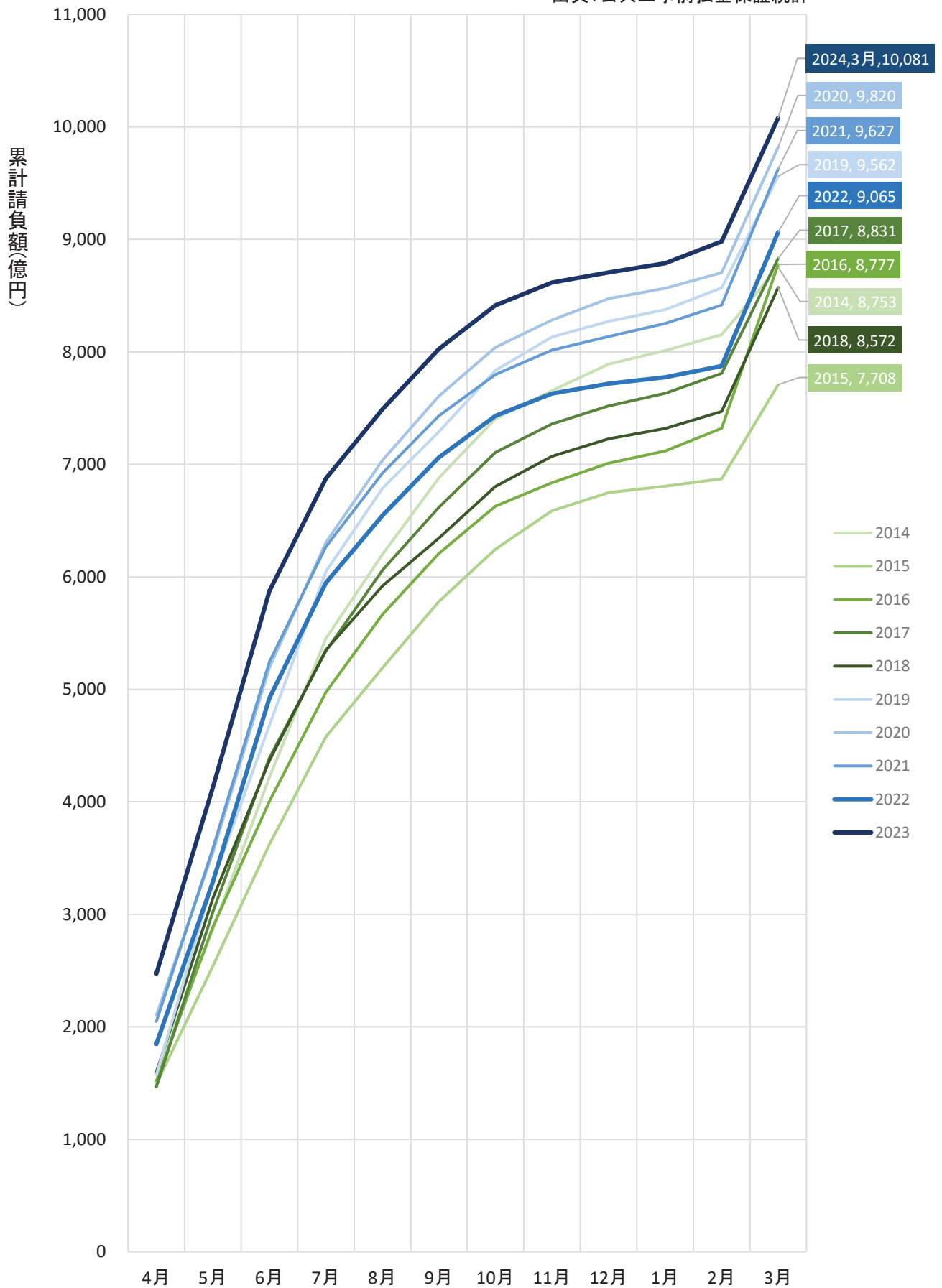
- (1) 2023 年度道内前払金対象請負金額は、前年度比 1.11 倍、10,081 億円で、直近 10 年間で第 1 位の請負金額であり、2005 年度以来の最高額となった。(資料:2 頁)
- (2) 発注者別の推移をみると、独法等が北海道新幹線工事の進捗に伴い前年度比 1.44 倍。市町村は前年度比 1.23 倍。道は前年度比 1.03 倍。国は前年度比 0.93 倍となった。(資料:3 頁)
- (3) 当社に係る前払金対象請負金額は、道内外合わせ前年度比 1.12 倍、10,574 億円。内、道内分は前払金対象請負金額で 1.12 倍、9,914 億円、中間前払金対象請負額で 1.1 倍、1,156 億円となった。(資料:4 頁)
- (4) 地域別では、日高、石狩、渡島、胆振、宗谷、根室、釧路、後志、上川、空知の 10 地域が前年度比プラス。十勝、オホーツク、桧山、留萌の 4 地域がマイナスとなった。(資料:5 頁)

2. 企業倒産状況

- (1) 企業倒産は減少しており、当社弁済額は 2015 年度以降低い水準にあり、2023 年度は保証弁済が発生しなかった。(資料 6 頁)
- (2) 当社保証利用者の内、道内総合工事業、設備業に占める債務超過企業の数(割合)は、2010 年の 3,813 企業のうち 439 企業(11.5%)をピークに、2023 年は 2,844 企業のうち 150 企業(5.3%)となり、ほぼ 1/3 に減少している。

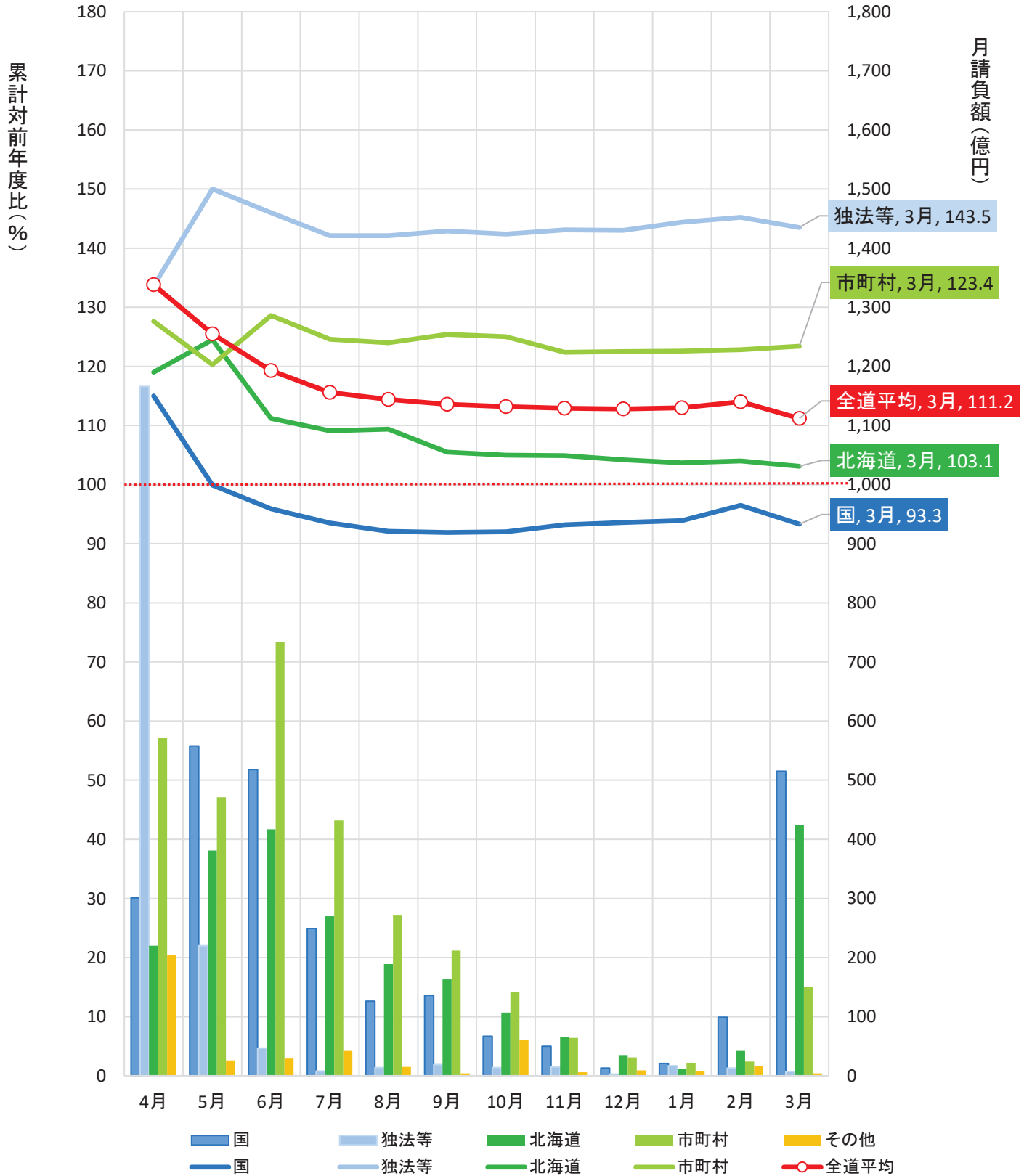
2023年度北海道年度別 月末累計請負額(億円)

出典: 公共工事前払金保証統計



2023年度北海道発注者別 月末累計請負額対前年度比(%)

出典：公共工事前払金保証統計



北海道建設業信用保証・保証取扱状況

2024年3月31日現在

(1) 前払金保証取扱状況

(上段：前払金保証、下段：中間前払金保証(内数))

	件数	請負金額	保証金額	前年同期比		
				件数	請負金額	保証金額
	件	百万円	百万円	%	%	%
国	2,421	259,644	106,142	97.3	93.0	94.1
	106	30,270	6,044	86.9	85.1	85.9
独立行政法人等	148	149,518	53,493	98.0	162.8	151.8
	5	1,821	363	71.4	60.0	60.0
北海道	4,412	231,679	94,605	96.8	103.0	103.4
	149	29,724	5,875	100.7	107.0	106.3
道内市町村	4,808	308,597	126,258	101.6	122.5	121.4
	269	52,786	10,276	114.5	150.0	152.0
地方公社	8	1,189	475	88.9	152.3	152.7
	0	0	0	—	—	—
その他	221	40,851	12,179	108.9	120.3	114.0
	2	1,046	208	33.3	32.1	32.0
道内計	12,018	991,480	393,154	99.0	112.3	110.9
	531	115,650	22,769	102.5	110.3	110.6
道外	452	65,975	24,649	87.8	108.5	111.3
	12	5,058	804	100.0	101.9	116.0
合計	12,470	1,057,456	417,803	98.5	112.1	110.9
	543	120,708	23,573	102.5	109.9	110.8

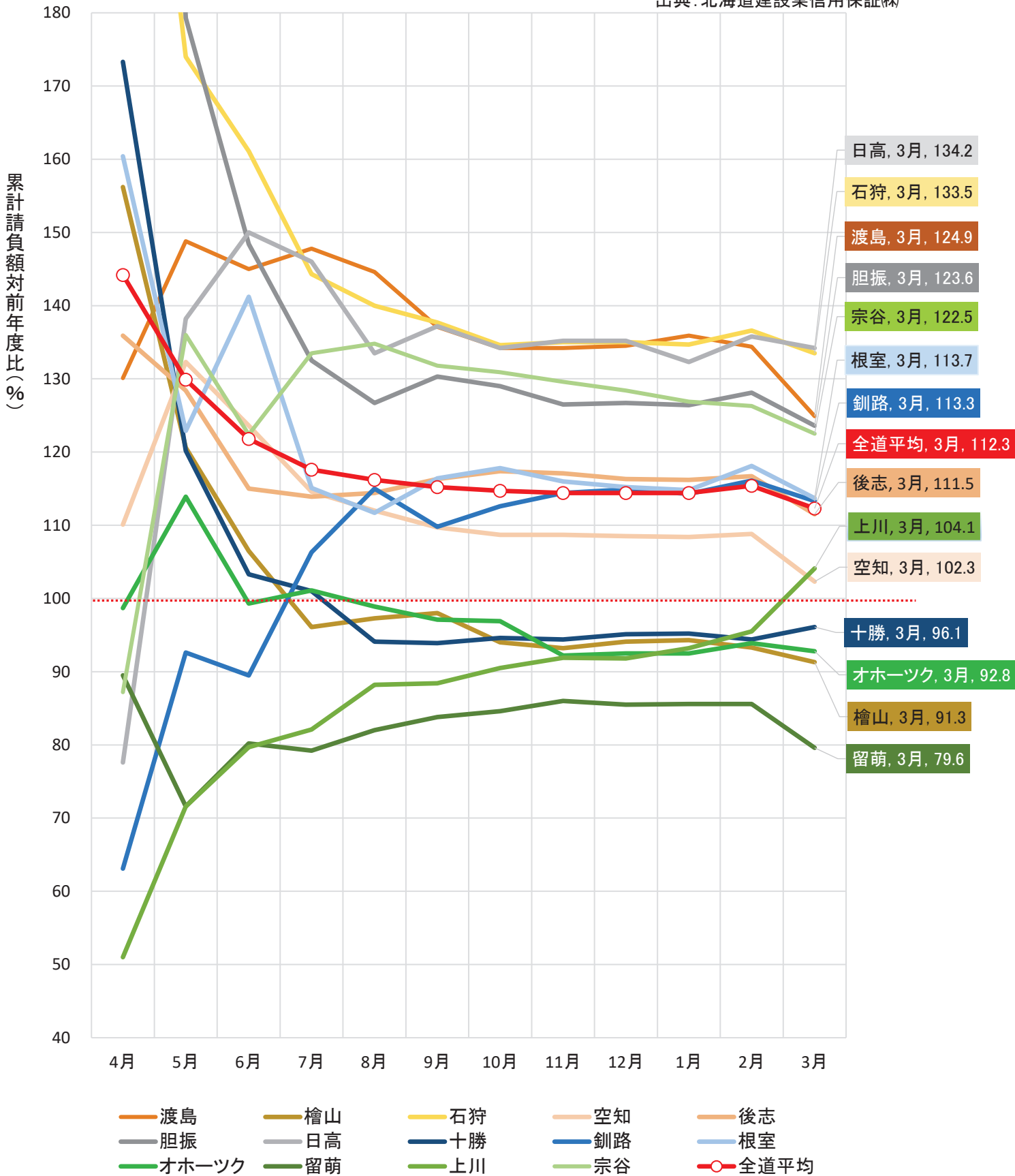
(2) 前払金保証・契約保証事故状況(合計)

(金額単位：千円)

年度	前払金保証		契約保証	
	件数	金額	件数	金額
2017	3	13,176	0	0
2018	0	0	0	0
2019	2	10,657	0	0
2020	0	0	2	23,607
2021	1	73	0	0
2022	0	0	1	32,142
2023	0	0	0	0

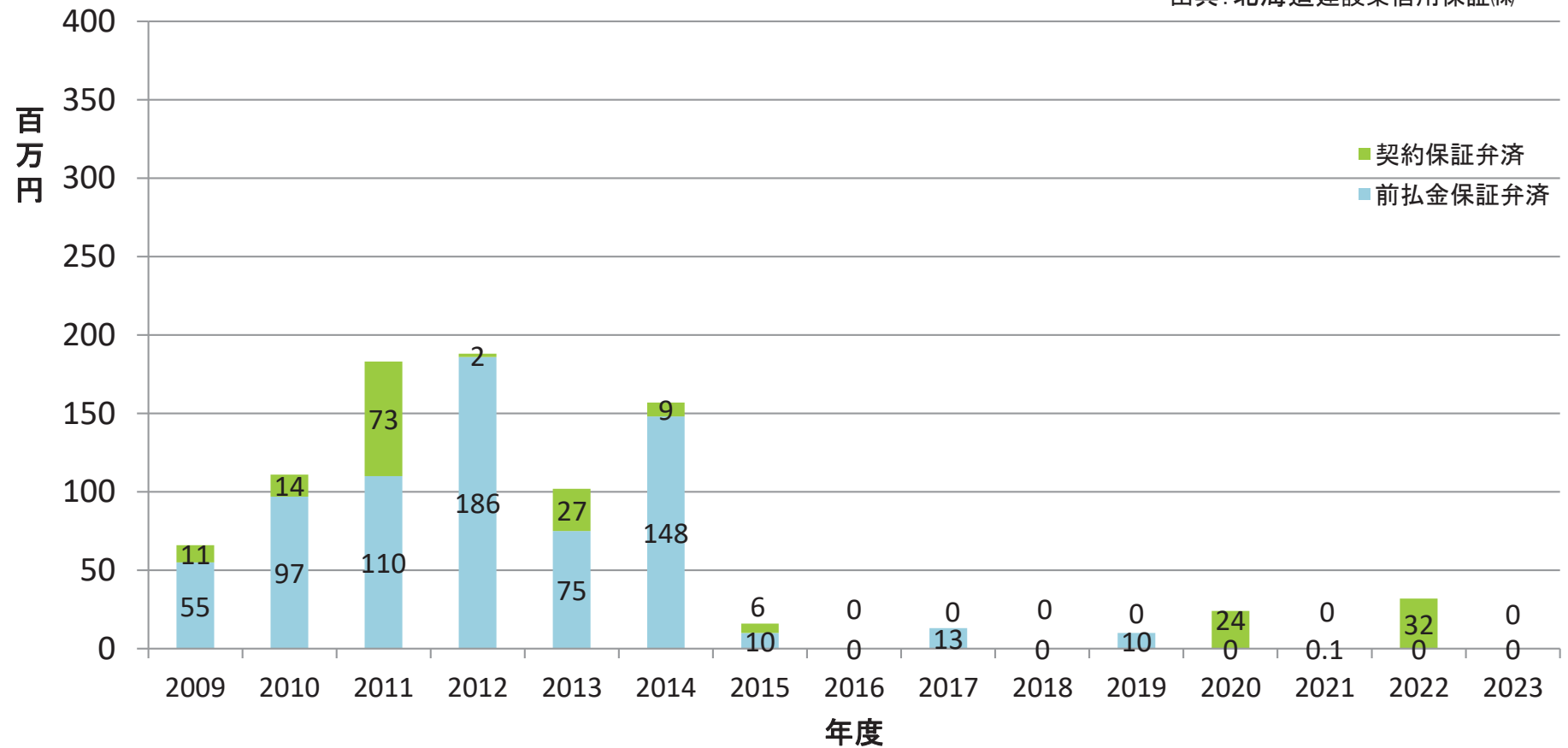
2023年度北海道地域別 月末累計請負額対前年度比(%)

出典：北海道建設業信用保証㈱



保証弁済額推移

出典：北海道建設業信用保証(株)



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
倒産企業数 (契約5,665社)	62	70	51	46	42	22	16	10	12	12	8	3	4	5	8
うち道内企業 (契約5,041社)	61	69	51	44	39	22	16	10	11	12	8	3	4	4	8

Ⅱ 2023 年度保証事業重点推進方針の達成状況

1. 発注者との連携の強化

(1) 前払金制度改善等について発注者と意見交換

開発局、北海道との意見交換、市町村訪問の他、発注者協議会等への参加を通じ、情報の共有・発信に努めた。

2. 前払金制度の改善・利用促進

(1) 道内市町村における前払率一律 4 割・限度額なしへの働きかけ（資料:10 頁）

- ① 支払限度額を設定している 20 市町村に撤廃を働き掛けた結果、撤廃した市町村は 6 増加し、165 市町村（92%）となった。

(2) 中間前払金制度の利用しやすい環境整備（資料:10～13 頁）

- ① 開発局、道の取り組みに合わせ、中間前払金の活用を促すパンフレットを作成・配布した。
- ② 市町村における制度導入率 72%を目指し、主な未導入市町村に働き掛けた結果、15 増加し、117 市町村（65%）となった。
- ③ 中間前払金保証の請負金額と前払金保証の請負金額を対比した利用率は、目標 15%に対して 11.4%となった。中間前払金保証の請負金額は増加しており、特に市町村における利用率は前年度の 14.0%から 17.1%と増加した。

(3) 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）導入の働きかけ（資料 11～12 頁）

- ① 市町村における制度導入率 23%を目指し、制度未導入の市町村に働き掛けた結果、2 増加し、37 市町村（21%）となった。
- ② 品確法運用指針で中間前払金制度とともに促進している地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）は 2026 年度末まで 5 年間延長されており、北保証サービス(株)と連携し前払金保証契約者に制度活用を提案した。前払金保証請負金額と対比した利用率は、前年度の 1.7%から 0.5%減の 1.2%となった。

3. 保証業務のデジタル化の推進

(1) 電子保証の実績（資料 14 頁）

- ① 国土交通省は、前払金保証 1,587 件（全 2,212 件、利用率 71.7%）、契約保証 247 件（全 427 件、利用率 57.8%）。導入時期は 2022 年 5 月 9 日。
- ② 北海道は、前払金保証 1,800 件（全 4,366 件、利用率 41.2%）、契約保証 41 件（全 178 件、利用率 23.0%）。導入時期は、前払金保証が 2022 年 10 月 1 日、契約保証が 2024 年 2 月 1 日（契約保証の全件数は 2024 年 2 月 1 日～3 月 31 日の実績）。
- ③ 2023 年度は、北広島市、釧路市、小清水町が電子保証を導入し、道内市町村の導入は合計で 4 市町となった。

4. 保証契約者との連携の強化・情報提供

(1) 保証契約者の経営判断に資する情報提供

- ① 「道内建設業（保証契約者）の財務比率」を充実し、2023 年 11 月に公表した。
- ② 平均財務比率を他地域や他産業の平均財務比率と比較できるよう提供した。

5. 北海道の建設業の働き・魅力を発信

- (1) 全道 7 地区（石狩／渡島桧山／オホーツク／上川留萌／釧路根室／空知／十勝）で開催されたコンストラクション甲子園の地区予選及び札幌で開催された決勝大会をそれぞれ支援・協力した。
- (2) Instagram にて、現場見学会やコンストラクション甲子園等の助成事業や建設業に関するイベントについて幅広く情報を発信した。

6. 道内建設業担い手確保助成事業による支援

- (1) 「道内建設業担い手確保助成事業」（2019～2023 年度までの 5 年間で 1 億円規模）の最終年度として、40 事業 2,059 万円の助成を行った。（5 年間の総額 7,924 万円）
- (2) 2024 年度以降の助成事業の検討のため、建設業団体や教育機関などに対しアンケート調査を実施、その結果について全道建青会（全 11 団体）を訪問のうえ、意見交換を行った。

2023年度 保証事業重点推進方針

～発注者・保証契約者との連携による前払金制度の改善や保証業務のデジタル化などを通じ、社会変化に柔軟に対応する資金環境を提供し、公共工事の円滑な執行を支える～

～北海道の建設業の役割・魅力の発信について、関係行政機関・建設業団体と協働して取り組む～

1 発注者との連携の強化

(1) 前払金制度改善等について発注者と意見交換

開発局、北海道との意見交換、市町村訪問の他、発注者協議会等への参加を通じ、前払金制度改善・利用環境整備についての情報の共有・発信に努める。

(2) 新・担い手3法関連施策への協力

働き方改革・生産性向上・災害時の緊急対応強化について、発注者が取り組む施策情報の提供に協力する。

2 前払金制度の改善・利用促進

(1) 道内市町村における前払率一律4割・限度額なしへの働きかけ

全道179市町村のうち、まだ支払限度額を設定している20市町村に撤廃を働きかける。

(2) 中間前払金制度を利用しやすい環境整備

- ①制度導入済の市町村が102市町村（制度導入率が全都道府県中最下位の57%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに27市町村計129市町村（72%）の導入を目指す。
- ②国、北海道及び制度導入市町村の協力を得て、中間前払金を利用しやすい環境づくりを進める。
- ③保証契約者に対して、施工に必要な資金調達方法としての中間前払金の活用を働きかける。
- ④上記により中間前払金利用率15%（前払対象の請負金額比）以上を目指す。

(3) 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）導入の働きかけ

- ①制度導入済の市町村が35市町村（20%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに6市町村計41市町村（23%）の導入を目指す。
- ②現行制度が2025年度まで延長されていることから、保証利用者に対し、出来高融資の活用を広く働きかける。

3 保証業務のデジタル化の推進

- ①国・道その他自治体における証書の電子化の推進に協力するとともに、未導入の自治体への情報提供を行う。
- ②保証契約者のWeb保証申込を促進し、電子的に保証手続を行うための環境整備を進める。

4 保証契約者との連携の強化・情報提供

(1) 保証契約者との連携強化

地方建協等との勉強会、情報交換会等を通じ、前払金・中間前払金制度及び北保証サービスの出来高融資制度の利用促進に努める。

(2) 保証契約者の経営判断に資する情報提供

- ①保証契約者の経営改善に資するため、「道内建設業の財務比率」による業種別等各種平均財務比率をよりわかりやすく提供する。
- ②北海道建設業（保証契約者）の平均財務比率を、他地域や他産業の平均財務比率と比較できるように提供する。

5 北海道の建設業の役割・魅力を発信

- ①建設業の役割の発信や魅力を高める取組みについて、関係行政機関・建設業団体と協働する。
- ②Instagramに公開したアカウントを通じて幅広く情報を共有する。

6 道内建設業担い手確保助成事業による支援

- ①2023年度までの5ヵ年事業の最終年度として、新たな要望を検討し、業界団体等の担い手確保を支援する。
- ②助成事業に対する建設業団体や教育機関の要望を把握し、2024年度以降の助成事業を検討する。

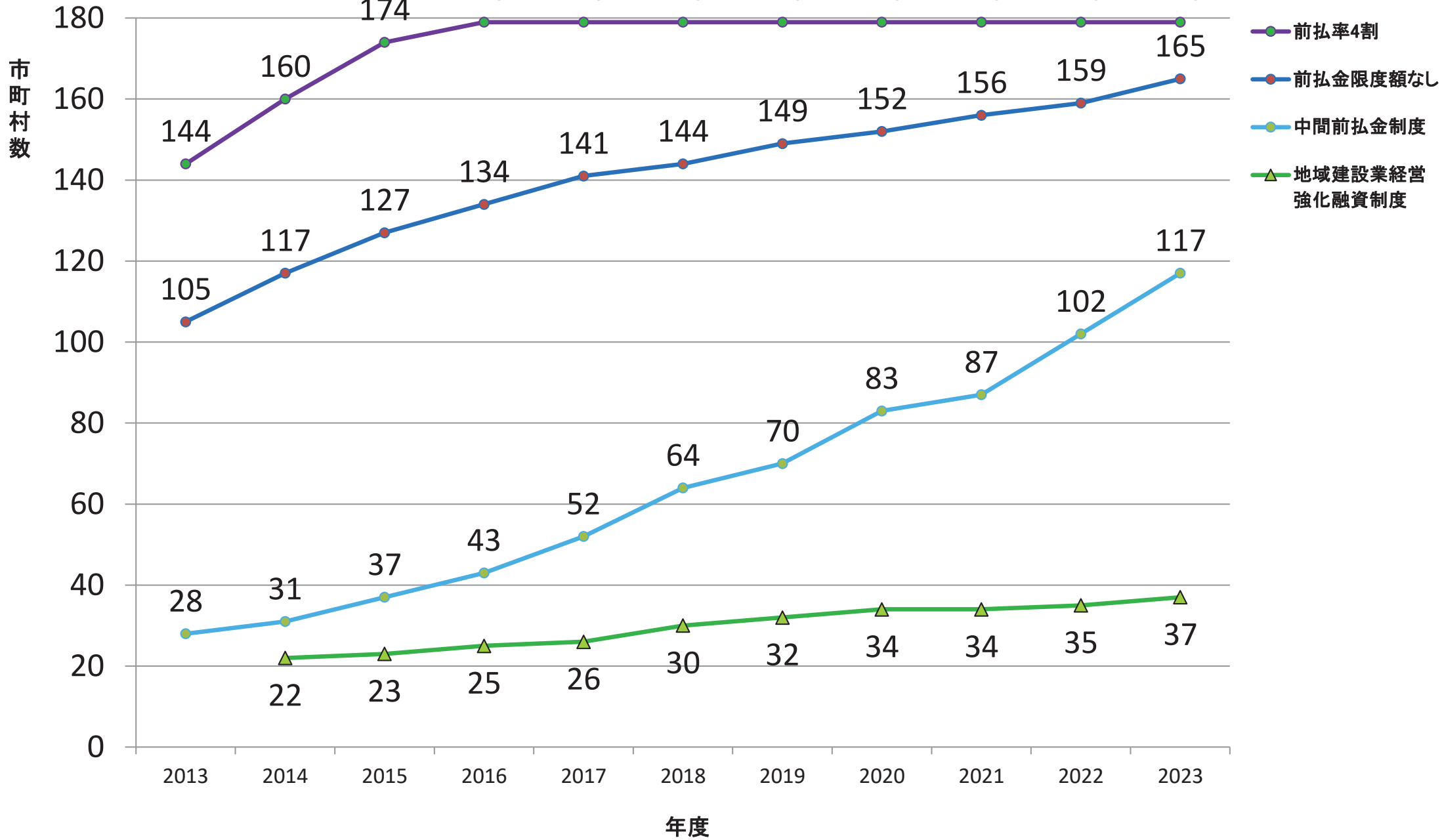
【「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」（抄）（2020年1月30日関係省庁連絡会議申し合わせ）】

（施工現場における労働環境の改善）

～下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前払金制度の適切な運用、中間前払金、（中略）地域建設業経営強化融資制度の活用等により元請業者の資金調達の円滑化を図る。既に中間前払金制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。～

道内市町村における前払金・中間前払金制度の拡充・導入状況

出典：北海道建設業信用保証㈱



道内市町村の制度導入状況

2024年3月31日現在

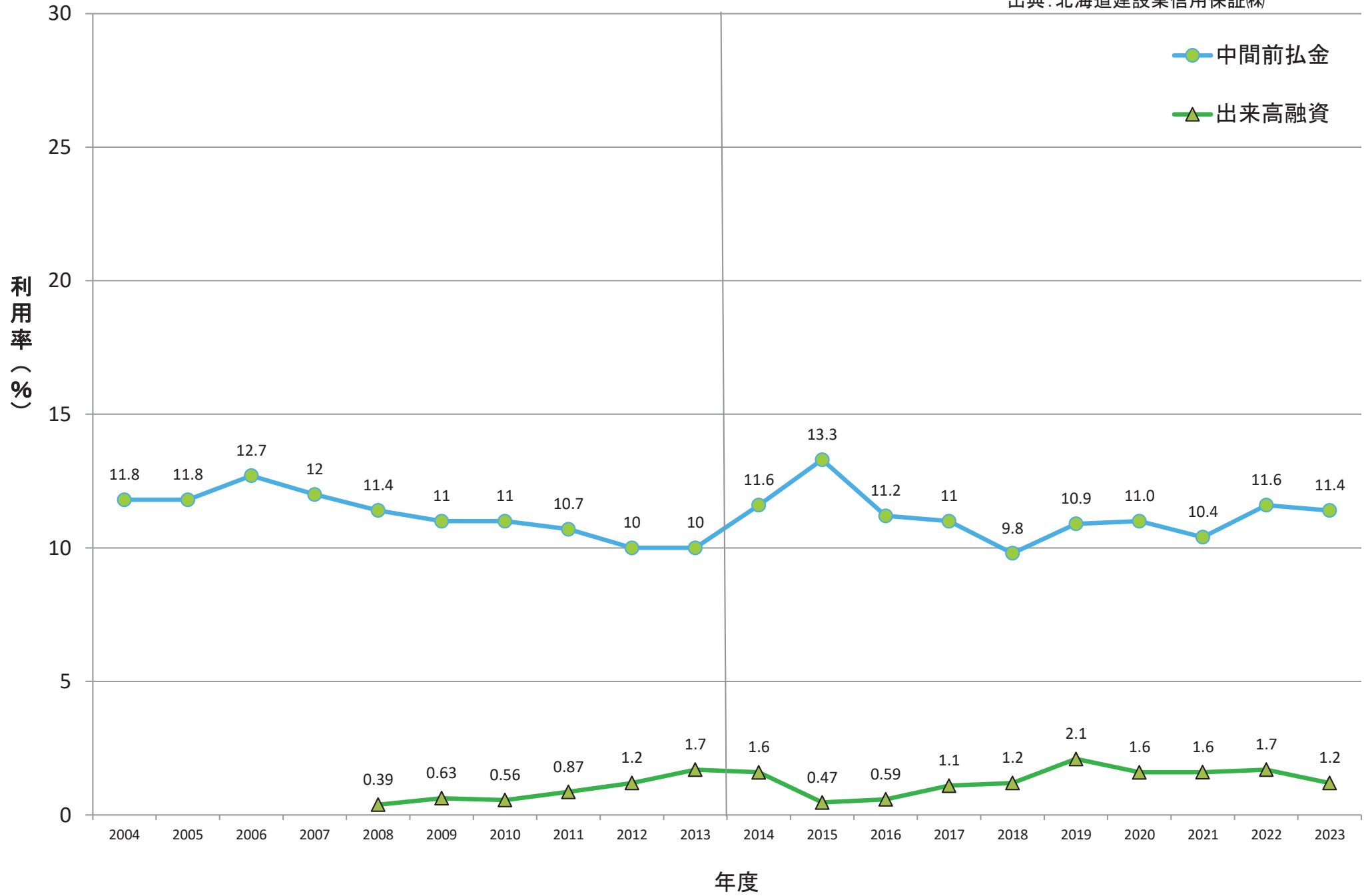
石狩振興局						胆振総合振興局						留萌振興局						宗谷総合振興局						
市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間	出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間	出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間	出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間	出来高	
札幌市	40	—	250以上	*	○	室蘭市	40	—	250以上	*	○	留萌市	40	—	300以上	*	○	稚内市	40	—	100以上	*		
江別市	40	—	300以上	*	○	苫小牧市	40	—	200以上	*	○	増毛町	40	—	500以上	*		浜頓別町	40	—	500以上	*		
恵庭市	40	—	300以上	*	○	登別市	40	—	250以上	*	○	小平町	40	—	250以上	*		中頓別町	40	3,000	500以上	*		
千歳市	40	—	250以上	*		伊達市	40	—	500以上	*	○	苫前町	40	—	250以上	*	○	枝幸町	40	—	250超	*		
北広島市	40	10,000中間は5,000	300以上	*		豊浦町	40	—	250以上	*		羽幌町	40	—	300以上	*		豊富町	40	—	500以上	*		
石狩市	40	—	300以上	*	○	洞爺湖町	40	—	500以上	*		遠別町	40	—	300以上	*		礼文町	40	—	300以上	*		
当別町	40	—	500以上	*		壮瞥町	40	—	500以上	*		天塩町	40	—	300以上	*		利尻町	40	—	500以上	*		
新篠津村	40	5,000	500以上	*		白老町	40	—	200以上	*		初山別村	40	—	300以上	*		利尻富士町	40	—	—	*	○	
後志総合振興局						上川総合振興局						十勝総合振興局												
小樽市	40	9,000	200以上	*	○	厚真町	40	10,000中間は3,000	300以上	*		旭川市	40	—	100以上	*	○	猿払村	40	—	300以上	*		
寿都町	40	—	500以上	*		むかわ町	40	—	250以上	*		士別市	40	—	300以上	*	○							
黒松内町	40	—	500以上	*		日高振興局						名寄市	40	—	300以上	*	○							
蘭越町	40	—	500以上	*		日高町	40	—	500以上	*		富良野市	40	—	300以上	*		帯広市	40	—	250以上	*	○	
二セコ町	40	—	1,000以上	*		平取町	40	—	500以上	*		鷹栖町	40	—	1,000以上	*		音更町	40	—	250以上	*		
喜茂別町	40	—	500以上	*		新冠町	40	—	500以上	*		東神楽町	40	—	1,000以上	*		士幌町	40	—	250以上	*		
京極町	40	—	500以上	*		新ひだか町	40	—	300以上	*		当麻町	40	—	300以上	*		上士幌町	40	—	250以上	*		
倶知安町	40	—	250以上	*		浦河町	40	—	500以上	*		比布町	40	—	1,000以上	*		鹿追町	40	—	250以上	*		
共和町	40	5,000	500以上	*		様似町	40	—	300以上	*		愛別町	40	—	300以上	*		新得町	40	—	250以上	*		
岩内町	40	—	500以上	*		えりも町	40	—	500超	*		上川町	40	—	250以上	*		清水町	40	—	500以上	*	○	
積丹町	40	—	130以上	*		渡島総合振興局						東川町	40	—	300以上	*		芽室町	40	—	500以上	*	○	
古平町	40	10,000	500以上	*		函館市	40	—	300以上	*	○	美瑛町	40	—	300以上	*		大樹町	40	—	250以上	*		
仁木町	40	—	1,000以上	*		北斗市	40	—	300以上	*		上富良野町	40	—	300以上	*		広尾町	40	—	250以上	*		
余市町	40	—	300以上	*		松前町	40	—	300以上	*		中富良野町	40	—	300以上	*		幕別町	40	—	250以上	*		
島牧村	40	—	300以上	*		福島町	40	—	250以上	*		南富良野町	40	—	300以上	*		池田町	40	—	250以上	*		
真狩村	40	—	1,000以上	*		知内町	40	—	250以上	○		幌加内町	40	—	300以上	*		豊頃町	40	—	500以上	*		
留寿都村	40	—	500以上	*		木古内町	40	—	500以上	*		和寒町	40	—	500以上	*		本別町	40	—	250以上	*		
泊村	40	10,000	1,000以上	*		七飯町	40	—	130以上	○		剣淵町	40	—	500以上	*		足寄町	40	—	300以上	*	○	
神恵内村	40	10,000	500以上	*		森町	40	—	300以上	*		下川町	40	—	250以上	*		陸別町	40	—	500以上	*		
赤井川村	40	—	1,000以上	*		八雲町	40	—	300以上	○		美深町	40	—	300以上	*		浦幌町	40	—	500以上	*	○	
空知総合振興局						釧路総合振興局						オホーツク総合振興局												
岩見沢市	40	—	250以上	*	○	長万部町	40	—	130以上	*		中川町	40	—	300以上	*		更別村	40	—	500以上	*		
美瑛市	40	—	130超	*	○	鹿部町	40	—	300以上	*		占冠村	40	—	1,000以上	*								
砂川市	40	—	500以上	*	○	檜山振興局						音威子府村	40	—	300以上	*								
滝川市	40	—	300以上	*	○	江差町	40	—	300以上	*		オホーツク総合振興局						釧路市	40	—	200以上	*	○	
深川市	40	—	300以上	*	○	上ノ国町	40	—	200以上	*		北見市	40	—	500以上	*		厚岸町	40	6,000	500以上	*	○	
赤平市	40	—	300以上	*		厚沢部町	40	—	1,000以上	*		網走市	40	—	300以上	*	○	浜中町	40	—	500以上	*		
芦別市	40	—	300以上	*		乙部町	40	—	500以上	*		紋別市	40	—	500以上	*		標茶町	40	—	300超	*		
歌志内市	40	—	300以上	*		奥尻町	40	—	500以上	*		大空町	40	—	1,000以上	*		弟子屈町	40	—	500超	*		
夕張市	40	—	300以上	*		せたな町	40	—	130以上	*		美幌町	40	—	500以上	*		白糠町	40	—	500以上	*		
三笠市	40	—	500以上	*		今金町	40	—	250以上	*		津別町	40	—	500以上	*		釧路町	40	—	250以上	*	○	
南幌町	40	—	1,000以上	*								斜里町	40	—	300以上	*		鶴居村	40	—	250超	*		
奈井江町	40	—	300以上	*								清里町	40	—	500以上	*		根室振興局						
上砂川町	40	5,000	300以上	*								小清水町	40	—	300以上	*		根室市	40	—	300以上	*		
由仁町	40	—	1,000以上	*								訓子府町	40	—	250以上	*		別海町	40	—	250以上	*		
長沼町	40	—	1,000以上	*								置戸町	40	—	500以上	*		中標津町	40	—	500以上	*	○	
栗山町	40	—	500以上	*								佐呂間町	40	—	300以上	*		標津町	40	—	250以上	*		
月形町	40	—	1,000以上	*								遠軽町	40	—	500以上	*	○	羅臼町	40	—	250以上	*		
浦臼町	40	—	300以上	*								湧別町	40	—	1,000以上	*		179 165 117 37						
新十津川町	40	6,000	300以上	○								滝上町	40	—	500以上	*								
妹背牛町	40	—	500以上	*								興部町	40	—	500以上	*								
秩父別町	40	—	500以上	*								雄武町	40	—	200以上	○								
雨竜町	40	—	300以上	*								西興部村	40	—	1,000以上	*								
北竜町	40	8,000	500以上	*																				
沼田町	40	10,000	250以上	*																				

は、2021年度に改正した自治体
 は、2022年度に改正した自治体
 は、2023年度に改正した自治体

「中間」*は、中間前金払制度を採用している自治体
 「出来高」○は、地域建設業経営強化融資（出来高融資）制度を採用している自治体

各保証利用率(対請負金額による対前払い保証比)

出典:北海道建設業信用保証(株)



発注者別中間前払金保証利用率(請負金額対比)

北海道建設業信用保証(株)調べ

(金額単位:百万円)

発注者	2021年度			2022年度			2023年度		
	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)
国	325,131	32,947	10.1%	279,167	35,554	12.7%	259,644	30,270	11.7%
独立行政法人等	102,630	3,985	3.9%	91,845	3,033	3.3%	149,518	1,821	1.2%
北海道	235,129	25,388	10.8%	224,972	27,787	12.4%	231,679	29,724	12.8%
市町村	264,740	40,725	15.4%	251,894	35,189	14.0%	308,597	52,786	17.1%
札幌市	69,953	21,524	30.8%	71,815	20,175	28.1%	96,357	30,900	32.1%
市町村 (札幌市を除く)	194,787	19,201	9.9%	180,078	15,014	8.3%	212,239	21,886	10.3%
地方公社	421	0	0.0%	781	0	0.0%	1,189	0	0.0%
その他	25,086	1,620	6.5%	33,955	3,259	9.6%	40,851	1,046	2.6%
道内計	953,139	104,668	11.0%	882,617	104,823	11.9%	991,480	115,650	11.7%
道外	61,982	1,377	2.2%	60,808	4,964	8.2%	65,975	5,058	7.7%
合計	1,015,121	106,045	10.4%	943,425	109,787	11.6%	1,057,459	120,708	11.4%

証書の電子化について

ア 国土交通省の電子保証実績（2024年3月末累計）

前払金保証

	電子（件）	（%）	全体（件）
開発局	1,532	72.8	2,105
その他	55	51.4	107
	1,587	71.7	2,212

（参考）

	電子（件）	（%）	全体（件）
2022年度累計	921	45.6	2,020

契約保証

	電子（件）	（%）	全体（件）
開発局	232	62.4	372
その他	15	27.3	55
	247	57.8	427

（参考）

	電子（件）	（%）	全体（件）
2022年度累計	154	41.4	372

※ 「その他」は、地方整備局等。

イ 北海道の電子保証実績（2024年3月末累計）

前払金保証

	電子（件）	（%）	全体（件）
建設部等	1,800	41.2	4,366

（参考）

	電子（件）	（%）	全体（件）
2022年度累計	290	19.2	1,512

契約保証

	電子（件）	（%）	全体（件）
建設部等	41	23.0	178

※ 契約保証は、2024年2月1日～2024年3月31日の実績

Ⅲ 2023年度第4回（2024年1月～3月）景況調査結果について

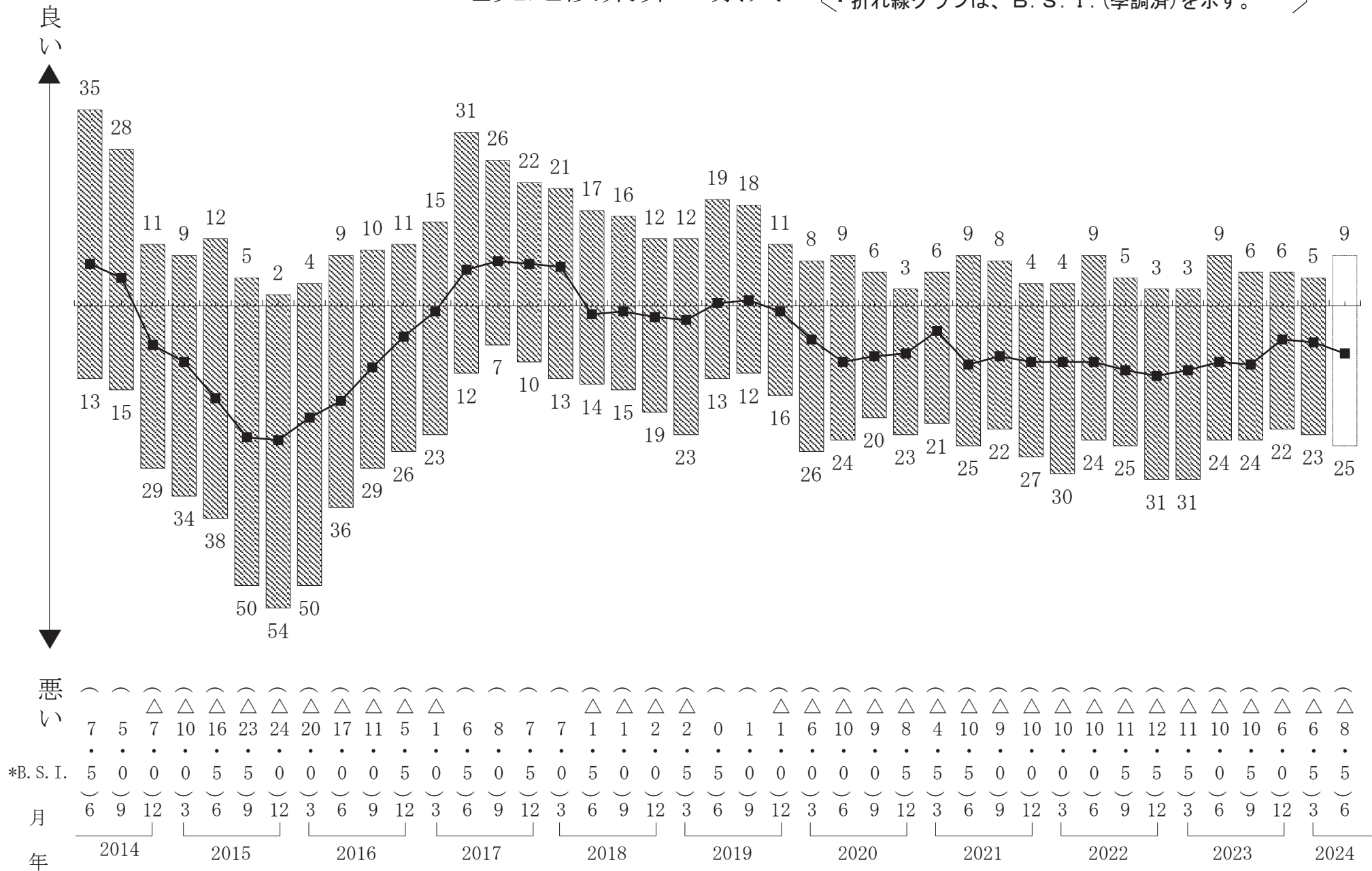
1. 調査対象企業は、250社であり、有効回答企業数は、219社であった。調査時期は、実績が1月～3月、見通しが4月～6月である。
2. 前期（2023年10月～12月）と比較し、多くの項目で悪化傾向が続いている。（資料:16頁）
3. 「**地元建設業界の景気**」は、2019年12月期から「悪い」傾向が続いている。（資料:17頁）
4. 「**資材の調達**」は、2021年6月期から「困難」傾向が強まっていたが、弱まってきている。（資料:18頁）
5. 「**資材価格**」は、2021年6月期から「上昇」傾向が強まっていたが、やや弱まってきている。（資料:19頁）
6. 「**建設労働者の確保**」は、2011年12月期から「困難」傾向が続いている。（資料:20頁）
7. 来期（4月～6月）見通しでは、「**地元建設業界の景気**」、「**資材の調達**」、「**資材価格**」、「**建設労働者の確保**」等の多くの項目で、悪化傾向が続く、又は強まる見通しとなっている。（資料:16～20頁）
8. 「**経営上の問題点**」では、「**人手不足**」を問題点として挙げる企業が80%ほどを占め、2016年9月期から第1位となっている。第2位は、2017年3月期から、「**従業員の高齢化**」で、60%ほどの企業が問題点として挙げている。第3位は、「**受注の減少**」で、30%～40%の企業が問題点として挙げており、以下は、「**人件費の上昇**」、「**競争激化**」の順であり、20%ほどの企業が問題点として挙げている。（資料:21頁）

項	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 6.0	↘	△ 6.5	↘	△ 8.5
(2) 受注	受注総額※	△ 6.5	→	△ 6.5	↘	△ 9.5
	官公庁工事※	△ 6.5	↗	△ 5.5	↘	△ 10.0
	民間工事※	△ 9.5	↗	△ 8.5	↘	△ 10.5
(3) 資金繰り	資金繰り※	3.5	↘	3.0	↘	1.5
(4) 金融	銀行等貸出傾向	7.5	↘	6.5	↘	6.0
	短期借入金※	0.5	↘	0.0	↗	2.5
	短期借入金利	1.0	↗	2.5	↗	4.0
(5) 資材	資材の調達※	△ 7.0	↗	△ 6.5	↘	△ 9.0
	資材価格	30.0	↘	29.0	↗	31.0
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 23.5	↘	△ 25.0	↘	△ 29.0
	建設労働者の賃金	25.5	↗	27.0	↗	34.0
(7) 収益	※	△ 6.5	↘	△ 8.5	↘	△ 14.0

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

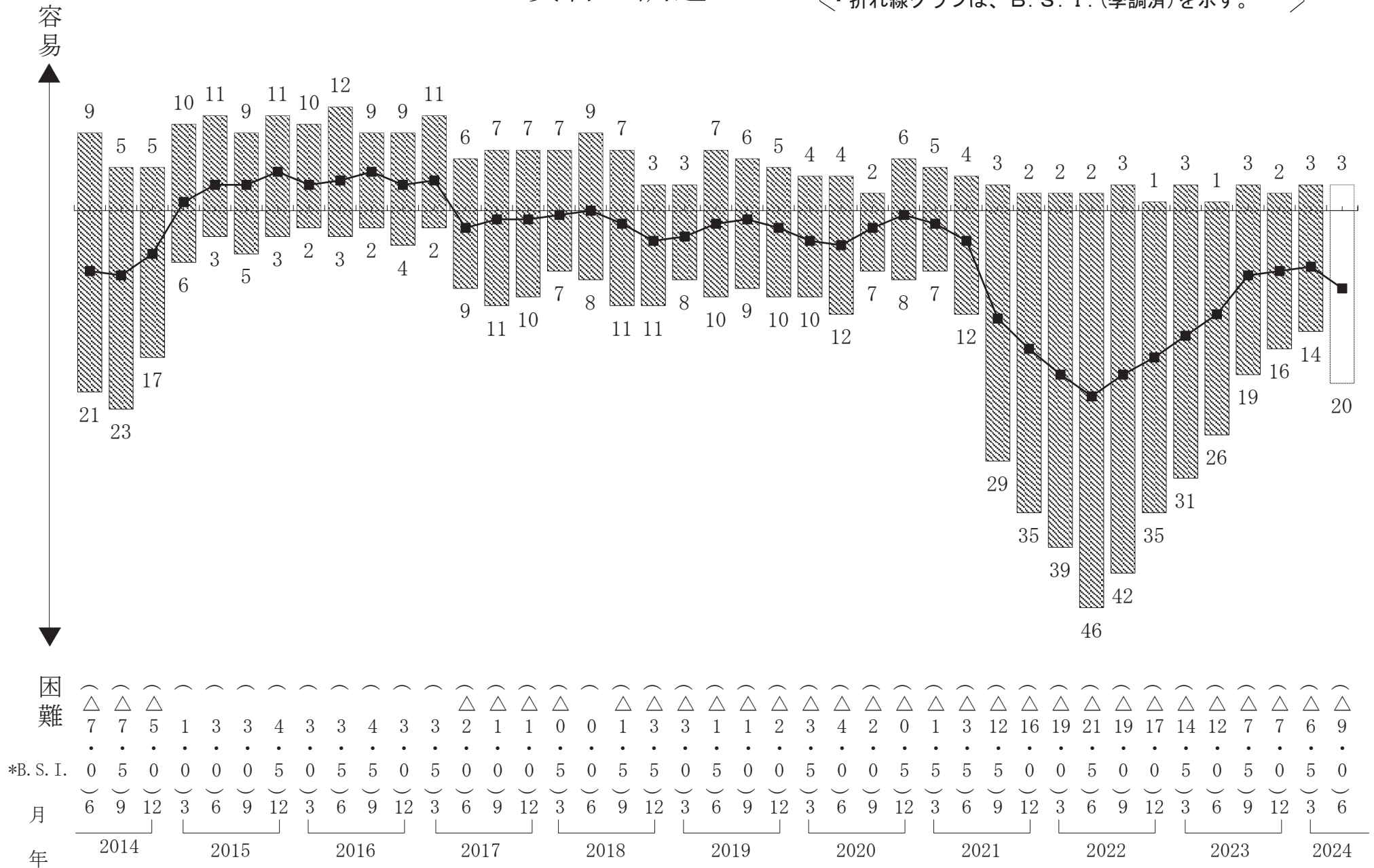
地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。
 ・折れ線グラフは、B.S.I.(季調済)を示す。



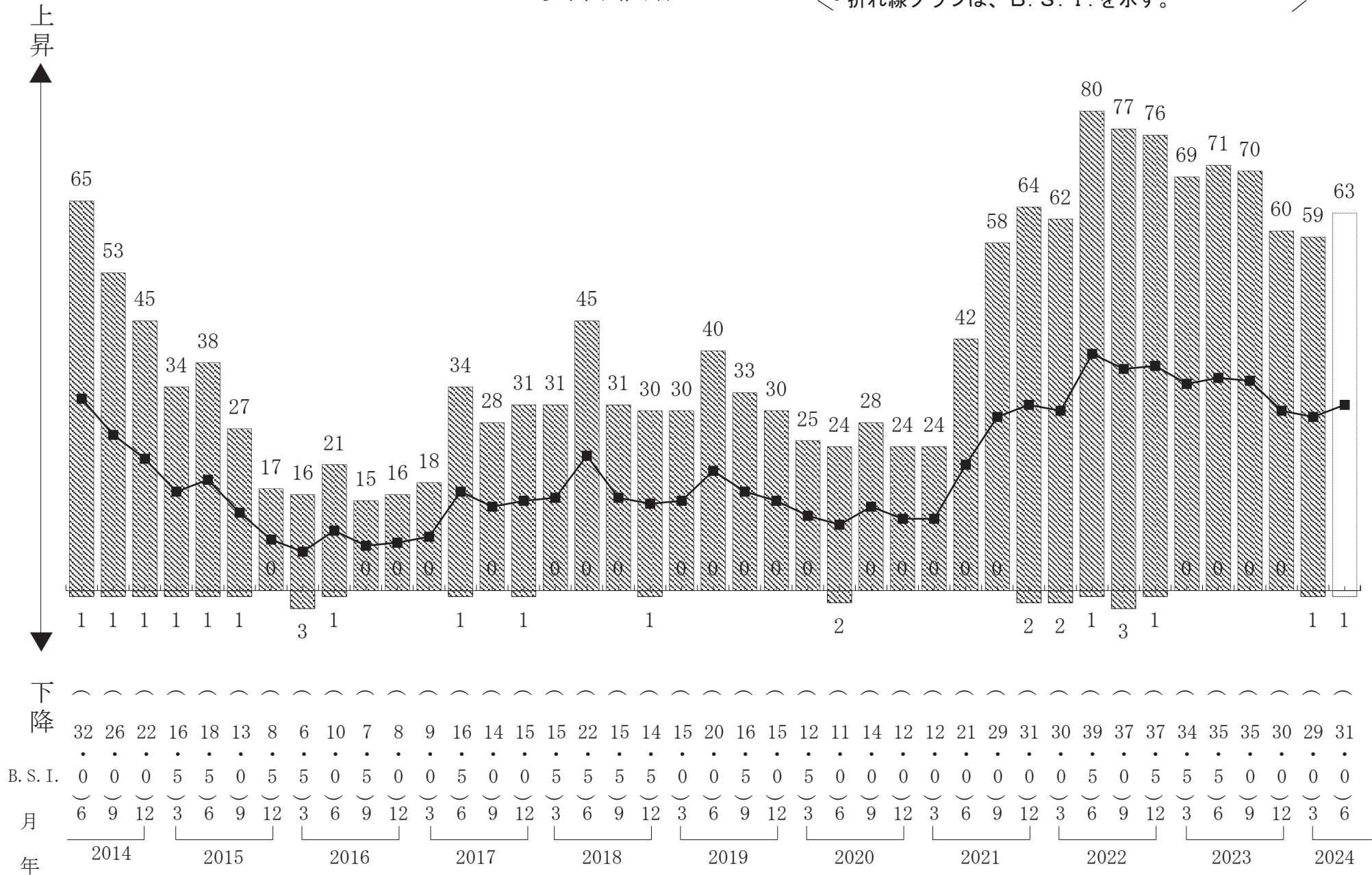
資材の調達

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



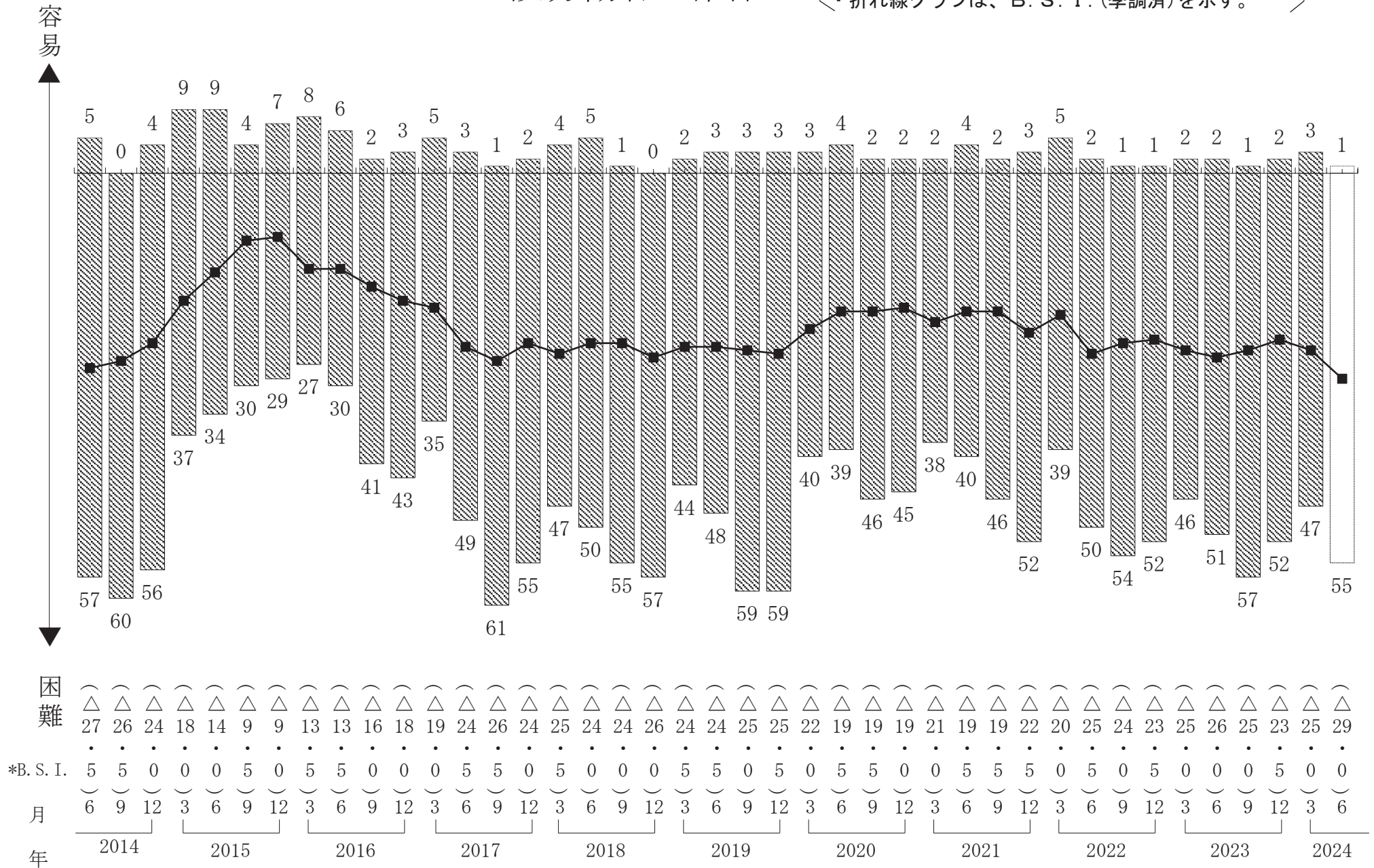
資材価格

・棒グラフは、回答企業の構成比（%）を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. を示す。

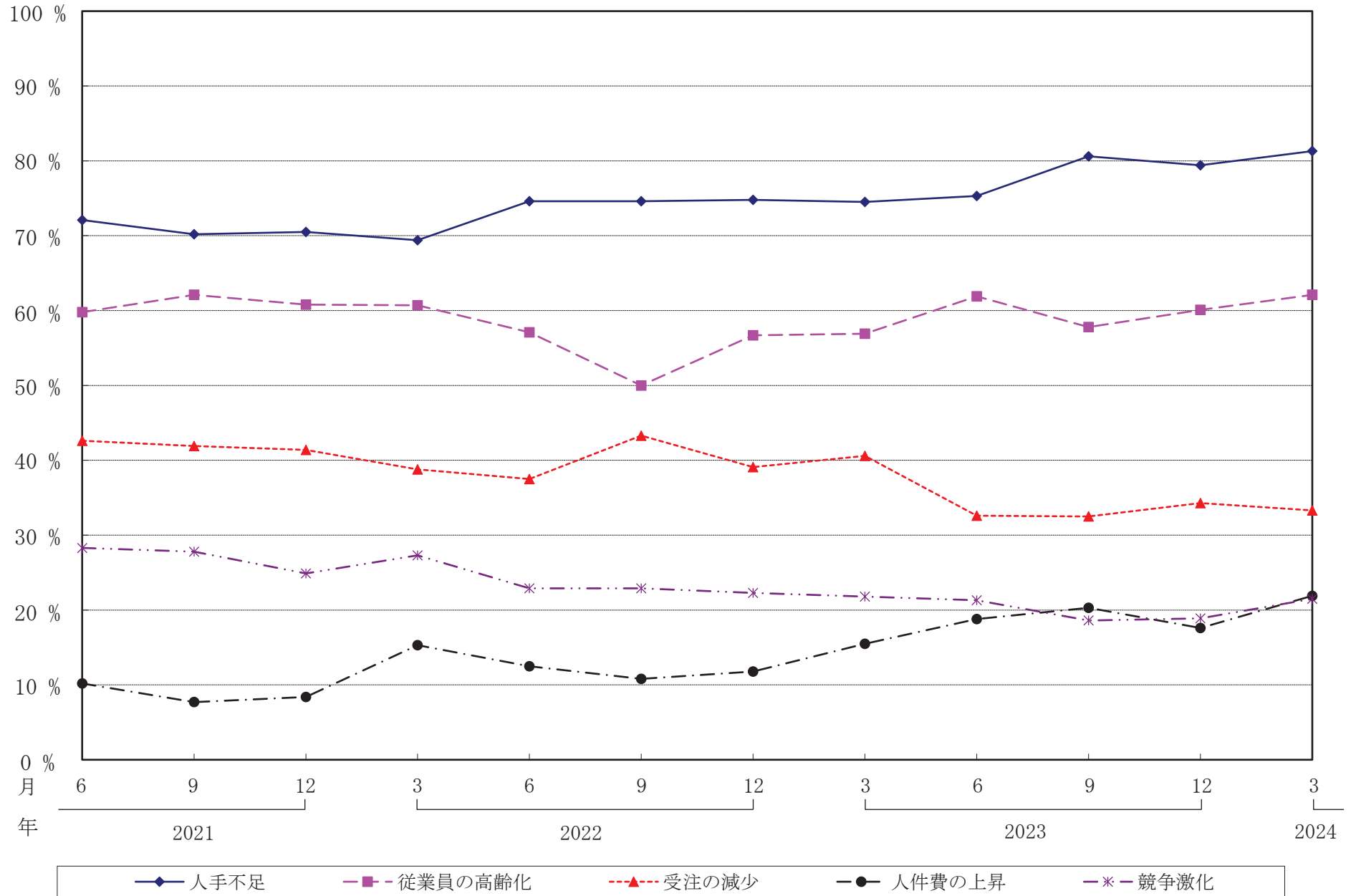


建設労働者の確保

・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。
 ・折れ線グラフは、B.S.I.(季調済)を示す。



経営上の問題点



IV 2024年度 保証事業重点推進方針

～発注者・保証契約者との連携による前払金制度の改善や業務のDX化などを通じ、社会変化に柔軟に対応する資金環境を提供し、公共工事の円滑な執行を支える～
～建設業関係団体と連携し、北海道建設業の持続・発展を支援し、その魅力を発信する～

1 発注者との連携の強化

(1) 前払金制度改善等について発注者と意見交換

開発局、北海道との意見交換、市町村訪問の他、発注者協議会等への参加を通じ、前払金制度改善・利用環境整備についての情報の共有・発信に努める。

(2) 新・担い手3法関連施策への協力

働き方改革・生産性向上・災害時の緊急対応強化について、発注者が取り組む施策情報の提供に協力する。

2 前払金制度の改善・利用促進

(1) 道内市町村における前払率一律4割・限度額なしへの働きかけ

全道179市町村のうち、まだ支払限度額を設定している14市町村に撤廃を働きかける。

(2) 中間前払金制度を利用しやすい環境整備

- ①制度導入済の市町村が117市町村（制度導入率が全都道府県中最下位の65%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに23市町村計140市町村（78%）の導入を目指す。
- ②国、北海道及び制度導入市町村の協力を得て、中間前払金を利用しやすい環境づくりを進める。
- ③保証契約者に対して、施工に必要な資金調達方法としての中間前払金の活用を働きかける。
- ④上記により中間前払金利用率15%（前払対象の請負金額比）以上を目指す。

(3) 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）導入の働きかけ

- ①制度導入済の市町村が37市町村（21%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに6市町村計43市町村（24%）の導入を目指す。
- ②現行制度が2025年度まで延長されていることから、保証利用者に対し、出来高融資の活用を広く働きかける。

3 業務のDX化の推進

- ①国・道その他自治体における証書の電子化の推進に協力するとともに、未導入の自治体への情報提供を行う。
- ②保証契約者のWeb保証申込を促進し、電子的に保証手続を行うための環境整備を進める。
- ③保証契約者の利便性に資する社内業務のDX化を推進する。

4 保証契約者との連携の強化・情報提供

(1) 保証契約者との連携強化

地方建協等との勉強会、情報交換会等を通じ、前払金・中間前払金制度及び北保証サービスの出来高融資制度の利用促進に努める。

(2) 保証契約者の経営判断に資する情報提供

- ①保証契約者の経営改善に資するため、「道内建設業の財務比率」による業種別等各種平均財務比率をよりわかりやすく提供する。
- ②北海道建設業（保証契約者）の平均財務比率を、他地域や他産業の平均財務比率と比較できるように提供する。

5 北海道建設業の持続・発展への支援とその魅力の情報発信

- ①北海道建設業協会と連携し、北海道建設業の持続・発展を支援し、その魅力を発信する。
- ②Instagramを通じて建設業の役割・魅力等の情報を幅広く発信する。

6 道内建設業担い手確保助成事業による支援

- ①「道内建設業担い手確保助成事業」（2024～2028年度までの5か年で1億円）について、今年度を初年度として引き続き実施する。
- ②コンストラクション甲子園等、各建設業団体において企画される新たな取組については、積極的に支援する。

【「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」（抄）（2020年1月30日関係省庁連絡会議申し合わせ）】

（施工現場における労働環境の改善）

～下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払、（中略）地域建設業経営強化融資制度の活用等により元請業者の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。～